

遠賀川流域の土地利用の変遷に関する研究（律令期の土木技術の普及）*

A study on historical land use on Onga River Basin (Ancient Civil engineering prevailing)

松本 洋忠** 江崎 哲郎*** 三谷 泰浩**** 池見 洋明*****

by Hirotada MATSUKI, Tetsuro ESAKI I, Yasuhiro MITANI, Hiroaki IKEMI

概要

流域全体を視野に入れて河川を管理し、次世代に引き継ぐ川づくりを行うにあたって、河川の空間的・時間的な位置づけを認識することが重要である。本研究は、遠賀川を対象として、律令体制の下で計画的な水田開発が行われた7世紀から8世紀に、土木技術がどのように普及し、水資源開発が行われたのかを把握しようとするものである。そのため、古墳や古代山城に見られるような7世紀までに存在した土木技術、および、「日本書紀」と「続日本紀」から読み取れる8世紀末までの土木行政を確認した上で、この時代に建設された遠賀川周辺の古代寺院の土地開発上に機能を、現地の地形確認を踏まえて考察した。その結果、7世紀から8世紀にかけて、遠賀川周辺では土木技術を駆使した水資源開発が小河川単位で行われており、それぞれの計画・施工・管理にあたって経験を積んだ土木技術者が活躍していたことが明らかになった。

1. はじめに

遠賀川流域を含む北部九州は朝鮮半島に近い地理的特性から、古くから大陸文化の日本列島への窓口であった。土木技術の面でも、古墳時代末期の横穴式石室を持つ古墳を造成する技術をもち、663（天智天皇2）年の白村江の戦いの時代には古代山城の築城技術が存在していた。その後、大和朝廷の律令体制の整備に伴って、水資源開発を中心とした土木技術が体系化されて普及し、8世紀には全国の国郡で計画的な墾田開発が進められていった。この時代に普及した土木技術が、後の荘園開発をはじめとした土地利用の変遷をもたらすこととなる。

本論文では、遠賀川流域に関係する7～8世紀の土木事業の痕跡調査と、律令による地方行政が確立していく時代の土木技術とその普及形態について考察する。

2. 7世紀の土木技術

（1）古墳の技術

7世紀までに、遠賀川流域を含む北部九州において定着していた土木技術としては、当時の最大規模の土木事業である古墳の造営に関わる技術がある。古墳は大量の上砂を盛り立てた大規模構造物であり、造成するためには、上砂の掘削、運搬、突き固めの技術と一連の作業を監理する技術が必要である。

また、古墳時代後期には横穴式石室が数多く設置され

ている。横穴式石室は、大径の石材を組み合わせることで上載荷重に耐えるよう設計された堅牢な構造物であり、構造力学の知識がなければ建設できるものではない。

飯塚市の小正西古墳（写真－1）および行橋市の福



写真－1 小正西古墳の石室（撮影：松本，2008）



写真－2 福丸1号墳の石室（撮影：松本，2008）

*keywords：遠賀川、干潟、かんがい、鉄製農工具

**正会員 （元）国土交通省遠賀川河川事務所所長

（〒803-0272 福岡県北九州市小倉南区長行西2-3-3）

***正会員 工学博士 九州大学大学院工学研究院教授

****正会員 博士（工学） 同 准教授

*****正会員 博士（理学） 同 助教

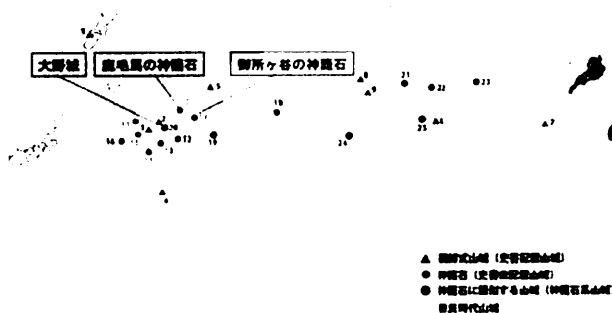


図-1 古代山城の分布図¹⁾



写真-3 大野城の百間石垣 (撮影：松木, 2006)



写真-4 鹿毛馬の神籠石の列石 (撮影：松木, 2006)



写真-5 御所ヶ谷の神籠石の城門 (撮影：松木, 2006)

丸1号墳(写真-2)は、古墳時代後期の6世紀ころに造られた、直径20~30mの比較的小規模な円墳である。両古墳ともに、水田地帯を見下ろす高台に建設されており、地域を統括した首長の墳墓と考えられている。このような古墳は多数発見されており、用いられている大規模土工および石積み構造物の技術は、6世紀までに北部九州地域の広範囲に存在していたものであるといえる。

(2) 古代山城の技術

7世紀は朝鮮半島の国際的な緊張が高まった時期であり、多くの渡来人が、中国大陆や朝鮮半島から日本列島に集団移住した。その中でも倭国が唐・新羅に敗れた663年の白村江の戦いの前後には、百済の遺臣の協力を得て古代山城を建設した(図-1)。北部九州には、大野城(写真-3)、鹿毛馬の神籠石(写真-4)、御所ヶ谷の神籠石(写真-5)など、確認されている古代山城の多くが残されている。

御所ヶ谷の神籠石で行われた調査¹⁾では、列石を基礎とした土塁や、谷を塞ぐ石塁および排水のための石樋などが確認されている。このうち土塁は4.5~4.8mの高さを持つ版築構造であり、石塁も整形した花崗岩を積み上げたもので古墳時代には見られなかった技術である。

花崗岩の整形は、鹿毛馬の神籠石でも、一辺1mほどに正確に整形されており、硬岩加工としても高度な技術が導入されたことを示している。

なお、「日本書紀」によれば、大野城は665(天智天皇4)年に築かれた²⁾とされている。新たな技術による大規模な土木工事には、複数年の工期が必要であることから、この年代記録が事実であるとすれば、白村江の戦いの前の、遅くとも百済の滅亡した660(齐明天皇6)年ころには工事には着手していたと考えられる。

(3) 「日本書紀」の技術

このころの土木技術は大和朝廷が7世紀末頃から作成した「日本書紀」にも記録されている。

年代の正確性については疑問視されるものが多いが、池の築造、堤防建設、水路掘削などの多くの土木事業の記述がり、少なくとも史書編纂作業を行った7世紀には存在していた土木技術であるといえる。

その中でも7世紀の事業とされている「池」、「溝」、「路」、「垣」に関する事業は、表-1のとおりである。

表-1 7世紀前半の土木事業²⁾

推古天皇十五年(607)	この年の冬、倭国に高市池・藤原池・肩岡池・菅原池を造った。山背国栗隈に大溝を堀り、河内国に戸苅池・依網池を造った。
推古天皇二十一年(621)	掖上池・欽傍池・和珥池を造った。また難波から都に至る大路を設けた。
大化三年(647)	溝を掘るのに誤って難波に引き、そしてまた改めて掘ったため、人民を疲れさせた。
齐明二年(656)	多武峯の頂上に、周りを取り巻く垣を築かれた。(中略)天皇は工事を好まれ、水工に溝を掘らせ、香久山の西から石上山にまで及んだ。舟二百隻に石上山の石を積み、流れに従って下り、宮の東の山に石を積み垣とした。

以上の7世紀に存在していた土木技術を、表-2に示す。7世紀には、土工や石積みについて高度な土木技術が存在していたことが判る。ただし、これらの技術は、特定の技術者集団が保有し、受け継いでいたものであり、広く日本列島に普及していたとはいえない。

表-2 7世紀に存在した土木技術

	類例	土木技術
古墳時代後期の古墳 (小正西古墳) (福丸1号墳)	墳体	大規模土工
	横穴式石室	石積み建築
古代山城 (大野城百間石垣) (鹿毛馬の神籠石) (御所ヶ谷の神籠石)	石壁・列石	硬岩加工
	土壘	版築
日本書紀	倭国に高市池・藤原池・肩岡池・菅原池 河内国に戸苅池・依網池 掖上池・飲傍池・和珥池 山背国栗原に大溝 溝を掘るのに誤って難波に	池の築造
	難波から都に至る大路	水路の掘削
	多武峯の頂上に、周りを取り巻く垣 舟二百隻に石を積み、流れに従って下り、 山に石を積み垣とした	道路の建設
		石垣の築造

3. 8世紀の土木行政

(1) 道君首名の土木事業

701(大宝元)年、大和朝廷は大宝律令を定め、710(和銅三)年には平城京に都を定めた。地方行政では、地方を国郡に分けて、国府を中心に統治する制度を整えた。

その地方行政の実例のひとつが、「続日本紀」に、奈良時代はじめの地方官吏である道君首名の事跡が記録されている(表-3)。これによれば、8世紀のはじめに律令を学んだ首名が、派遣された筑後および肥後において、堤と池を構築することによってかんがいを広めている。ここから、堤と池の土木事業に直接関係することとして、次のことを読み取ることができる。

- ・律令期の地方行政官は堤池の土木事業を行った
- ・筑後・肥後には堤池の技術が普及していなかった
- ・堤池の構築によってかんがい面積が拡大した

表-3 道君首名の業績³⁾

養老二年(718) 四月十一日 筑後守・正五位下の道君首名が卒した。首名は、若くして律令を学習し、官吏としての職務によく通じていた。和銅末年(714)に地方官となり、筑後守に任じられ、兼ねて肥後国も治めた。人民に生業を教え、勸め、箇条書きの規定をつくり、耕地には稲のほかは果物や野菜を植えさせた。はては鶏や豚に至るまで、みな規定を設けて、それは適切をきわめていた。そのようにしてにおいて、時折巡察し、若し教えに従わない者があると、程度に応じて罪を考へ罰した。はじめのうちは老人も若者も、ひそかにこれを怨み罵ったけれども、その実績が上るにつれて、喜んで従わない者はなくなった。一、二年もすると国中の者がその指導に従うようになった。また、堤と池を構築し灌漑を広めた。肥後の味生池および筑後の処々の堤池は、みな首名の設けたものである。これによって人々はその利益を蒙り、今もその恩をうけているのは、みな首名の功績である。それで、官人の仕事について論ずる者は、すべて首名を第一にあげて称えた。首名が死んでからは、人民たちはこれを神として祠った。
--

8世紀は、律令による地方土木行政によって、土木の先進技術の普及が組織的に行われるようになった時代であり、洪水防御と水資源開発によって水田化できる土地が広がっていたといえる。

(2) 僧行基の土木事業

8世紀前半の土木事業としては、僧行基の活動が知られている。行基の業績の多くは、畿内の和泉および河内に現場が特定されており、その技術的な研究から、水資源開発の方法として、河道を堰き止める「池」から河道外貯留の「溝を持った池」への発展があったことが明らかにされている。

さらに、行基の事業現場に設置された院(道場)は、困窮して食糧と仕事を求めて集まった人民のための宗教施設であるだけでなく、土木技術事務所としての性格を持った施設であったことが指摘されている(表-4)。特に、田地を与えられた院(道場)は、土木施設の管理事務所として、工事完成後も長期間存続させたものと考えられる。

表-4 僧行基の業績^{5,6)}

行基集団の水に関する事業	1) ための池の築造を主とする灌漑事業 「小さな池」(705~)から「大きな池」(731~)へ 最終的には河道外貯留施設「溝を持った池」(734~)へ ※この間に「池」の築造技術体系が完成、多くの技術者を育成 2) 堀川や堤の建設による排水事業 堀川の深さ(730~)から、淀川中流部の総合開発(733~)へ 3) 橋の架設事業 山崎橋(725~)から、淀川下流三派川3橋の架橋(748~)へ
行基集団の道場の性格	道場が従前言われているような寺院ではなく、行基集団が展開した事業の事業所的な性格を持った施設であること。端的に言えば、「四十九院は飯場であった」と言っても過言ではない。 行基集団が構える本拠地に見られる共通項 1) 災害の影響を受けにくい土地 2) 閉鎖地全体を見晴らせるような高台 3) 多人数の生活を成り立たせ得ること(特に水と食糧の確保)

行基の活躍の多くは畿内での土木事業であったが、その他の地域にあっても、多くの水資源に関係する土木施設が行基の業績とされ行基菩薩が崇敬を集めている。このことは、畿内の行基道場で土木技術を身につけた技術者が、全国各地に招かれて水資源開発を行った結果と考えられる。そして、技術者の活動拠点は、やはり院または寺院と呼ばれていたものと推察する。

一方この時代には、685(天武天皇14)年に仏教礼拝供養の詔が出されており、各地方の「在地の有力豪族が寺院を建立した⁷⁾」と考えられている。このような地方の寺院の場合、寺院の経営者である豪族にとっては、仏教普及よりもむしろ水田開発を一義的な目的として、能力のある土木技術者を積極的に招聘していたであろう。

(3) 土地利用政策

8世紀に行われた土地利用に関する政策は、「続日本紀」の奈良時代の記録によれば、「池」や「溝」による水資源開発と未開地の開墾による水田化に関するものであった。ただし、奈良時代の前半は開発促進を進め、後半は維持管理へと大きく転換している。その政策の変化を、表-5に示す。

722(養老六)年に出された良田百万町歩開墾の奏上にあるように、奈良時代には洪水に備える治水事業や渇水に備える利水事業を進め、食の税の源であるコメの生産を大幅に増やす計画が立てられている。

表－5 奈良時代の土地利用に関する政策^{3,4}

和銅三年 (710)	平城京に遷都
養老六年 (722)	良田百万町歩開墾の奏上（農業を奨励して穀を蓄え、水害や旱魃に備えるため、開墾をして、良田百万町をふやす）
養老七年 (723)	三世一身の奏上（新たに溝や池をつくり、田地を開墾した者は、三代目までその所有を許す）
天平十三年 (741)	国分寺建立の詔
天平十五年 (743)	墾田永年私財の詔（自分で開墾した土地は、永年にわたって、公が取り上げることがないようにせよ）
天平十五年 (743)	大仏建立の詔
天平神護元年 (765)	墾田禁止の勅（天下の人びとは競って田を開墾するようになった。今後は一切開墾を禁止する）
延暦三年 (784)	長岡京に遷都
延暦十三年 (794)	平安京に遷都

そのために 723（養老七）年には、三世一身の奏上が認められ、水田の開墾には「池」や「溝」の整備および補修が必要条件であり、開墾事業者に対して水田所有の優遇を与え、土地の水田化を促進しようとする目的である。743（天平十五）年には墾田永年私財の詔が出され、土地所有の優遇はさらに強化されている。

ところが 765（天平神護元）年には一転して、開墾競争の激化を理由として水田の開墾が禁止された。また、774（宝龜五）年には「池」や「溝」の修築を命じている。これらは、当時の土木技術による水資源開発が限界に近づき、水田について新規開発から維持管理への転換を図ろうとしたものと解釈できる。

これらを地方の土地利用の視点で見れば、8 世紀の前半は、「池」や「溝」の土木技術の開発により、土地の水田化が競争的に進められた時代といえることができる。

この時代の土地開発の事業主体には、いわゆる官民に相当する二者がある。ひとつは、大和朝廷が設置した各国の国府であり、もう一つは従前から各地方に勢力のあった豪族である。また各地で実際に土木事業に従事したのが、前者の場合は道君首名のような地方官吏であり、後者では僧行基の育成したような技術者である。

このような競争的な環境の下で、8 世紀ころには、技術者の移動によって新たな土木技術が全国に広がり、技術の一般化が急速に進んでいったと考えられる。

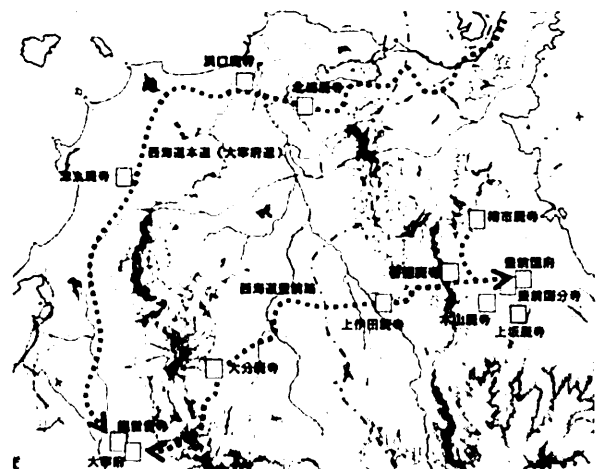
4. 遠賀川周辺の古代寺院

前述のとおり、大和朝廷が律令体制を整えていった 7 世紀末から 8 世紀にかけては、「池」や「溝」による水資源開発技術が地方にも普及し、事業拠点が寺院であったと考えられる。これらは今日、古代寺院と呼ばれている。

遠賀川流域およびその周辺は、大宰府および豊前国府に近く、8 つの古代寺院（大分廃寺、上伊田廃寺、浜口廃寺、北浦廃寺、椿市廃寺、木山廃寺、上坂廃寺、菩提廃寺）が確認されている（図－2）。

これらを古代寺院の地形条件や現在の土地利用から、建立の目的を考察し、目的を実現するための土木事業の

計画技術の変遷について検討する。



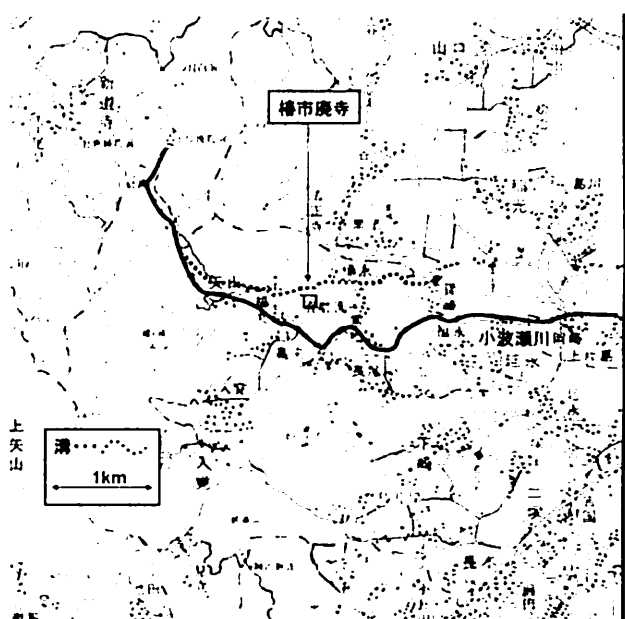
図－2 遠賀川周辺の古代寺院

(1) 7 世紀の古代寺院

a) 椿市廃寺

椿市廃寺は、図－3 に示すとおり、平尾台の千仏鍾乳洞を水源とする小波瀬川扇状地の左岸水田地帯に立地している。廃寺周辺の水田は小波瀬川上流の溪流を水源とする農業用水によってかんがいされており、7 世紀末の時代も基本構造は同一と考えられる。

鍾乳洞からの水は涸れることがなく、かんがい用水の安定水源としては十分な流量がある。現在の用水は廃寺から約 200m 先までであるが、地形上は、平尾台から延びる尾根に沿ってさらに延伸させ、小波瀬川左岸一帯に配水することが可能である。この用水は、椿市廃寺周辺だけでなく、さらに下流の氾濫源への安定的なかんがい用水の供給することを目的とし、椿市廃寺はこの用水を管理施設として機能していたものと考えられる。



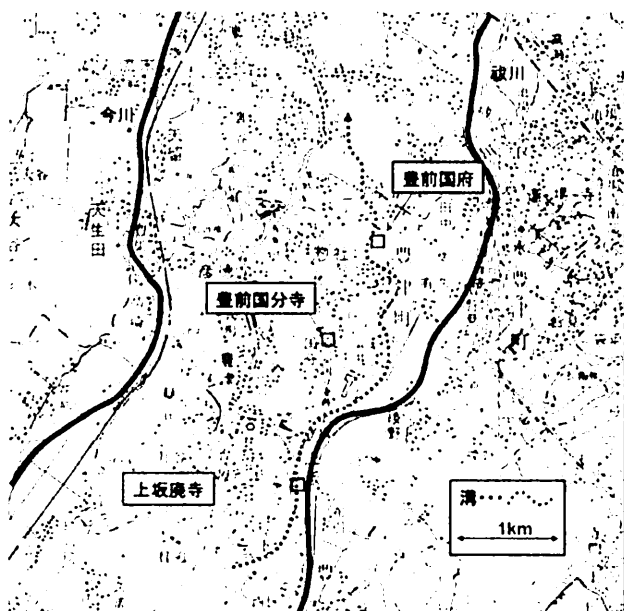
図－3 椿市廃寺周辺の地形 (1/25,000)

b) 上坂廃寺

上坂廃寺は、図－4に示すとおり、豊前国分寺のある豊津台地と祓川に挟まれた沖積平野に位置する。この平野は古墳時代から瀬戸内海沿岸との交流があり、8世紀には豊前国府が置かれている。律令による地方行政が普及していった7世紀末頃にも、地方拠点を建設するために水資源の確保が必要な地域であったが、建設適地である沖積平野の微高地は水供給が難しい条件にあった。

豊前国府の3km南に位置する上坂廃寺周辺は標高70m以下の低い台地地形となっている。そのため谷が浅く、ため池による水資源開発の適地は少ない。また台地の南東斜面は祓川の浸食作用を受けて崖状になっている。上坂廃寺はこの崖下に位置し、崖に沿った用水路は台地の裾を巻いて流れている（写真－6）。約4kmにわたる用水路は、水を送るばかりではなく、崖下の湧水の受け皿となっている。

すなわち上坂廃寺は、台地からの湧水を集める用水路を管理する場所に立地し、水資源の乏しい下流域の水資源管理の目的をもってたと推察でき。現在の土坂廃寺の



図－4 土坂廃寺周辺の地形 (1/25,000)



写真－6 豊前国府への水路（撮影：松本，2009）

脇を流れる用水路は、北流し、祓川左岸の水田地帯をかんがいするとともに、豊前国府跡に達している。

上坂廃寺と用水路と豊前国府は、水を軸とした一体的な施設として、7世紀末頃に計画され、配置されたものと考えることができる。

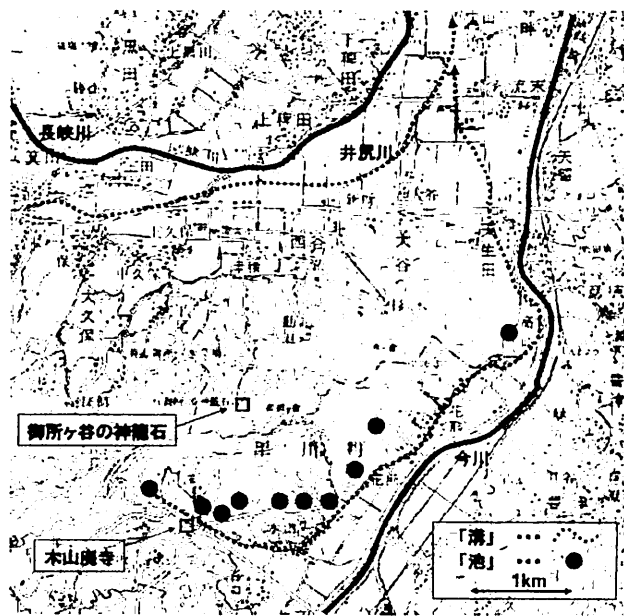
c) 木山廃寺

木山廃寺は、図－5に示すとおり、今川の左支川松坂川の扇状地の頭部に位置した7世紀末ごろの古代廃寺である。この地は飯岳山から東に延びる尾根地形の南麓にあたっている。基盤は花崗岩からなり、北面に御所ヶ谷の神籠石が現存している。

花崗岩の尾根の何六には、10のため池が現存している。これらの築造年代は明らかではないが、小規模なため池を築造する技術は、木山廃寺の時代にも存在していた。また、行基の院（道場）と同様に、ため池の維持管理には土木知識をもった技術者が必要であり、廃寺は技術者の活動拠点であった可能性がある。

これらのため池の水は、松坂川扇状地をかんがいでいるものではなく、一本の用水路によって北へ送られている。用水路は今川に落ちることなく、今川と長峽川に挟まれた沖積平野へと流れている。このような地形を利用した水路構造は、ため池群および水路が沖積平野への送水を目的とした施設である可能性を示している。

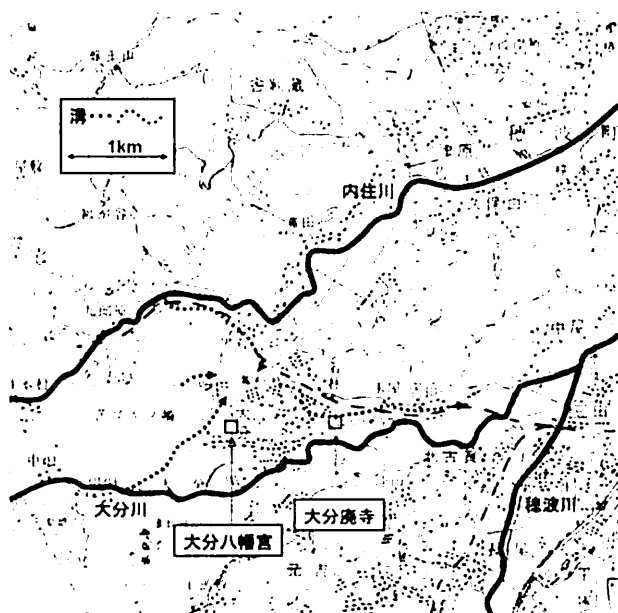
一方、木山廃寺からの用水路が合流する井尻川についても、構造が類似しており、両水路は一对のものと捉えることができる。井尻川は、尾根の北麓の20を越えるため池群の水を受けとめたうえで、5kmにわたって長峽川と並行して流れ、感潮域に至って合流する構造となっている。すなわち井尻川は、これは今川と長峽川に挟まれた沖積平野への水供給施設としての機能をもっているのである。



図－5 木山廃寺周辺の地形 (1/25,000)

d) 大分廃寺

大分廃寺は、図－6に示すとおり、大分川左岸の水田地帯に立地している。この周辺のかんがい用水は、自然地形の条件であれば鶯塚ため池（写真－7）の上流に建設されたため池群から供給されていたものと考えられる。しかし現在の鶯塚ため池の水源は、自流域だけではなく、南の大分川からと北の内住川の水が流入する構造となっ



図－6 大分廃寺周辺の地形 (1/25,000)



写真－7 鶯塚ため池（撮影：松木，2008）



写真－8 大分廃寺塔跡（撮影：松木，2006）

ている。すなわち鶯塚ため池は大分川と内住川の川道外貯留施設としての機能を持っている。とりわけ、内住川からの水路は、現在の JR 篠栗線の線路に並行して分水嶺を越えており、流域を越えた導水路となっている。

鶯塚ため池からは、大分川左岸にかんがい用水が供給されており、配水先の水田の中心に大分廃寺（写真－8）が建てられている。

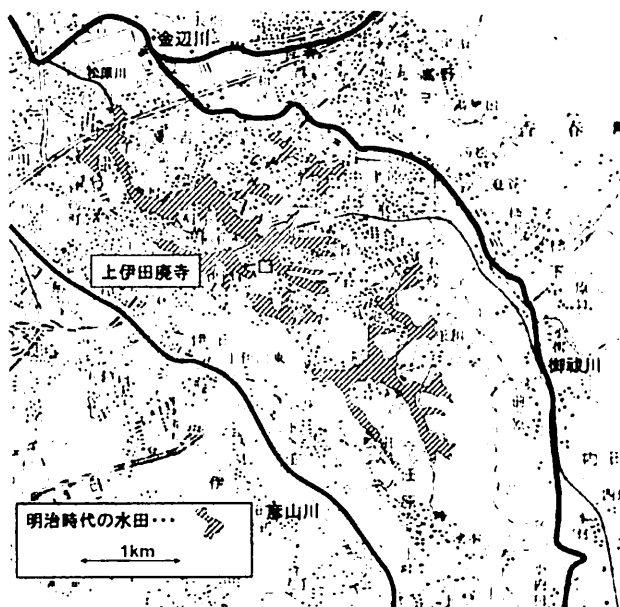
これらの施設がすべて7世紀末頃に揃えられていたと明らかにできるものではないが、古代寺院を建ててまで行った水資源開発として、河道外貯留施設を建設した可能性のある地形条件を備えている。また、この地域を中心となっている大分八幡宮は726（神亀三）年の創建とされている。新規水資源開発が成功した8世紀初頭には、この地のコメ生産性が、相対的に高かったものと考えられる。

e) 上伊田廃寺

上伊田廃寺は、図－7に示すとおり、彦山川と御祓川に挟まれた、小さな谷の入り組んだ丘陵地帯にある。この地形および現在の土地利用からは、他の古代寺院とは異なり、7世紀末頃の用水路や水田の存在を想定することは困難である。

ただし、明治時代の地形図によれば、谷地形の底部がすべて水田化され、小規模なため池によってかんがいされていたことが判る。その中でも上伊田廃寺の北に広がる水田は、谷の出口である松原川は、狭いところでは10m程度の川幅しかなく、谷は奥の深い広い特異な地形となっている。ここで水田を拓くにあたっては、松原川の河床を掘削し、谷の排水条件の改善から始めたと考えられる。

水田開発の年代は明らかでないが、上伊田廃寺を拠点とした土木事業は、沼沢地の排水事業を中心としたものであったと推測できる。



図－7 上伊田廃寺周辺の地形 (1/25,000)

(2) 8 世紀の古代寺院

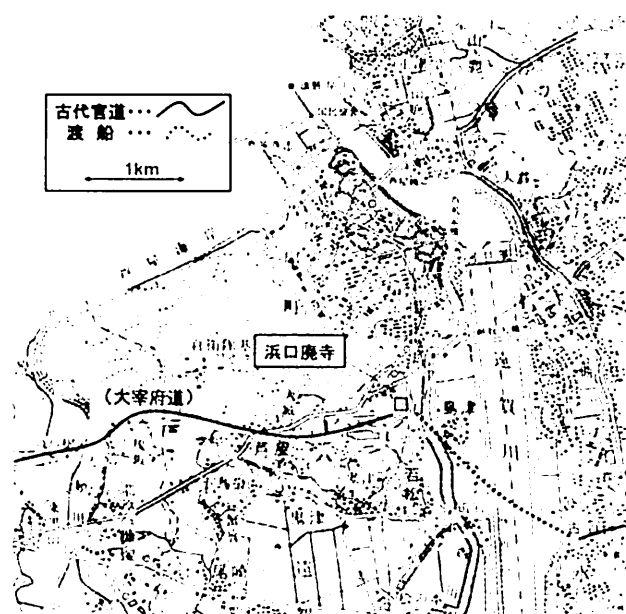
a) 浜口廃寺

浜口廃寺は、図－8 に示すとおり、遠賀川河口左岸の海岸砂丘に立地し、全面には遠賀川の旧河道が流れていた。この地形では、水田のための安定的な水源確保は難しく、廃寺が水田開発のための拠点施設とは考えにくい。

浜口廃寺の建立された 8 世紀中頃は、平城京を中心とした律令体制が定まり、国郡を単位とした徴税制度が整い、官道が整備された時期である。この地は筑前国遠賀郡の中心地である島門駅が置かれた場所とされている。島門駅の所在地は明らかではないが、浜口廃寺は、古代官道大宰府道が遠賀川を渡河するための船着き場の管理事務所であったものと推察される。

なお、「日本三代實録」の貞観十五年五月十五日条には、9 世紀の遠賀川の渡河施設について、「先是。太宰府言。筑前國司■。天長元年六月廿九日格曰。諸國渡船廿年已上爲期買替。而嶋門渡般二艘。不知始置之時。今既朽損。利涉失便。況復河岸頗■。渡口闊遠。公私往還。累日逗留。望請。以正稅額。乃早買充。依請許之。」⁸⁾と記述されている。これによれば、824 (天長元) 年には、島門には渡河施設として船二艘が置かれていたものの、20 年更新とされた維持管理がなされておらず、船は使用不能の状態であった。

このことから、船が配備されたのが 824 年から 20 年以上前のことであり浜口廃寺の設置時期と概ね一致することと、9 世紀初頭までの遠賀川を渡河する交通需要が大きくなかったことを読み取ることができる。

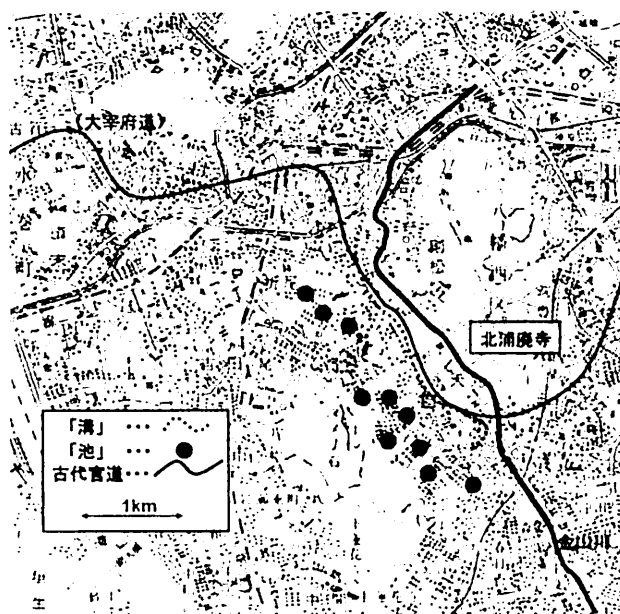


図－8 浜口廃寺周辺の地形 (1/25,000)

b) 北浦廃寺

北浦廃寺が設置された年代は、浜口廃寺と同じ 8 世紀中頃とされていることから、古代官道大宰府道の整備と関連した施設と推測される。

この地は、図－9 に示すとおり、金山川左岸の水田地



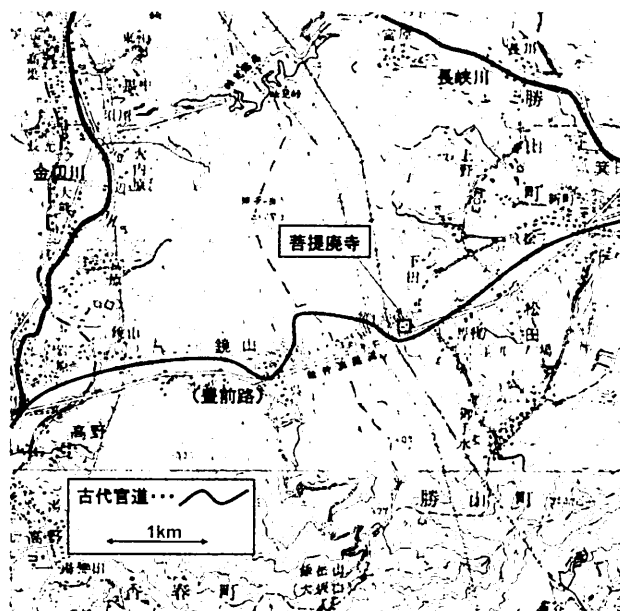
図－9 北浦廃寺周辺の地形 (1/25,000)

帯であり、水源は西の高尾山丘陵のため池郡と考えられる。現在では宅地化されているが、明治時代の地形図によれば周辺には 10 カ所のため池があった。古代寺院が水利土木の拠点であることが多く、ため池群のうち古いものは北浦廃寺の設置と同時期である可能性がある。

c) 菩提廃寺

菩提廃寺は、図－10 に示すとおり、長峽川の源流域にあり、水田開発との関連は考えにくい。他方この地は、大宰府と豊前国府を結ぶ古代官道豊前路の難所である仲哀峠の上り口であり、廃寺は古代官道の維持管理事務所、または通行者の中継施設として維持されたと考えられる。

菩提廃寺の建築年代が 8 世紀末頃であることから、大宰府道にややおくれて、大宰府を中心とした官道網の一部をなす豊前路の整備が進められたものと考えられる。



図－10 菩提廃寺周辺の地形 (1/25,000)

(3) 古代寺院による社会基盤整備

遠賀川流域および京都平野の8カ所の古代寺院は、それぞれ7～8世紀の社会基盤となった土木事業と密接に関連した立地条件を持っていることが確認できた。その特徴を表-6に示す。

表-6 遠賀川流域と京都平野の古代寺院の特徴

	古代寺院	建立年代	流域	水資源開発	古代官道
豊前国	椿市廃寺	7世紀末頃	小波瀬川	小波瀬川源流からの導水	-----
	木山廃寺	7世紀末頃	今川	御所ヶ谷尾根兩麓のため池	-----
	上坂廃寺	7世紀末頃	祿川	豊津台地東麓の集水	-----
	菩提廃寺	8世紀末頃	長峽川	-----	西海道豊前路
筑前国	大分廃寺	7世紀末頃	大分川	内住川からの導水	-----
	上伊田廃寺	7世紀末頃	松原川	松原川湿地の水田化	-----
	浜口廃寺	8世紀中頃	遠賀川河口	-----	西海道本道(大宰府道)
	北浦廃寺	8世紀中頃	金山川	高尾山尾根東麓のため池	西海道本道(大宰府道)

7世紀末頃の5古代寺院については、主たる目的は新規水田開発のためのかんがいと排水である。活かした小河川からの取水、「池」による貯水、「溝」による集送水、および、排水事業といった土工がその中心であった。

中でも注目留意すべきは、上坂廃寺から延びる水路が豊前国府へと繋がることである。地方行政の中心として新たに建設された国府には人が集まり、周辺には市街地が形成される。そこで消費される都市用水は、国府の場所選定の段階から設計された当時の都市計画施設である。

8世紀中頃および末頃の3古代寺院については、すべて古代官道との関係が指摘できる。道路の原形は古墳時代に形成されていたと考えられるが、地方行政の基幹施設として計画的に整備し、継続的に維持管理していくための拠点として建てられたのがこれらの古代寺院であると考えられる。

5. まとめ

遠賀川流域における、律令体制が整備されていく段階の土木事業を検証することによって、土木技術の発展と普及の過程を確認することができた。

7世紀初頭以降、大和政権は、中央集権的な律令を導入して、新たな国家体制の整備を始めた。また、土木技術の面でも、「池」や「溝」を造ったと伝えられるように新たな水利技術がこのころに導入されている。また白村江の戦いの前後にやってきた渡来人たちは、版築工法による土塁、切石を積み上げた石累、さらにこれらを用いた貯水池などの高い技術力を持ってやってきた。

また律令による地方行政が整ってきた時期に、土木の新技术も、技術者の移動によって他の地方へ普及していった。筑後や肥後において「堤」や「池」の造成は官吏の仕事として全国で行われたと考えられる。他方、僧行

基は、ほぼ同じ時期に畿内を中心に数多くの「池」、「溝」、「堀」などを造った。これらの事業を通じて、新たな土木技術を身に付けた技術者を多く育成されていた。この時代に、大和朝廷の奨励策を受けた地方豪族は、寺院建立を行っている。各地の寺院は、招聘された土木技術者の活動拠点となっていたと考えられる。

さらに大和朝廷は、723(養老七)年の三世一身法や743(天平十五)年の墾田永年私財法によって、地方豪族の水田開発を承認し、765(天平神護元)年には一転して墾田開発禁止法を出している。かんがいと排水のための技術の普及が進み、地方豪族の水田開発が競争的に行われていたことがうかがえる。

遠賀川流域およびその周辺での具体的な例としては、7世紀末頃の古代寺院の周辺では、「池」、「溝」、「堀」の技術を活用した水資源開発が進んだと考えられる。

また8世紀末頃の古代寺院は、その時期と立地から古代官道の建設および管理も目的で設置されたものと想定できる。水田開発を行い、さらに租税を大宰府へ送る定期的な交通需要が発生したことを伺わせる。

7世紀から8世紀の古代遺跡と周辺の地形条件の考察から、遠賀川流域およびその周辺において、水田や道路の開発・管理のための土木技術が普及していったことが確認できた。その普及形態は、律令時代の地方行政と技術政策によって、計画・施工・管理を担うことのできる土木技術者が各地に分散していたものと考えられる。

このようにして遠賀川流域においても土木技術が広く普及し、土地の水田化が進められていった。8世紀以降、土地の荘園化が始まり、洪水リスクの大きな大河川の氾濫域を除いて土地の水田化が、平安・鎌倉・室町時代を通じて行われていったのである。

参考文献

- 1) 行橋市歴史資料館：「激動の7世紀－御所ヶ谷神籠石とその時代－」，平成20年度特別展資料，2008
- 2) 宇治谷孟：「日本書紀（下）全現代語訳」，講談社学術文庫，pp.227/99/106/181/199，1988
- 3) 宇治谷孟：「続日本紀（上）全現代語訳」，講談社学術文庫，pp.192-193/240/249，1992
- 4) 宇治谷孟：「続日本紀（中）全現代語訳」，講談社学術文庫，pp.19/349，1992
- 5) 尾田榮章：行基の四十九院，「記紀と続紀」の時代を「水」で読み解く」，雑誌「河川」2007.4
- 6) 尾田榮章：淀川中下流の開墾(3)，「記紀と続紀」の時代を「水」で読み解く」，雑誌「河川」2007.9
- 7) 行橋市歴史資料館：「古墳から寺院へ－椿市廃寺とその時代－」，2007
- 8) 黒板勝美：國史大系日本三代實録，pp.324，1934